

旭川市次世代窓口「旭川モデル」構築業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年3月18日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

(1) 令和8年3月31日まで

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎1階

旭川市市民生活部市民課総合窓口担当

電話 0166-25-6204

FAX 0166-24-6967

E-mail simin_sogomadoguchi@city.asahikawa.lg.jp

(2) 令和8年4月1日から（機構改革による担当部局の変更）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎6階

旭川市行財政改革部行政DX課

電話 0166-25-6205

FAX 0166-24-7833

E-mail simin_sogomadoguchi@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

旭川市次世代窓口「旭川モデル」構築業務委託

(2) 業務目的

本業務は、旭川市における市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図るため、AIによるオンライン手続への案内を基本とした導線再構築、事務処理フローの再設計及び取得データの活用を通じて、AIコンシェルジュ、AIナビ、電子審査システム、CRMシステム等を構築し、市民満足度の向上と職員業務効率化の両立を目指すものである。

また、本業務は、総務省「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト事業」に係る範囲である業務①（国モデル事業分）及び本市単独財源による範囲である業務②（市単独事業分）により構成されるものである。

(3) 業務内容

別紙「共通仕様書」、「業務①（国モデル事業分）個別仕様書」及び「業務②（市単独事業分）個別仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本プロポーザルは、共同企業体の参加も認めることとする。

単独参加の場合は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、取扱品目番号 3281「情報システム開発（セットアップ含む）」、取扱品目番号 3282「データ入力及び処理」、取扱品目番号 3284「情報システム保守（ソフト）」、取扱品目番号 3285「情報システム機器保守（ハード）」、取扱品目番号 3423「ネットワーク保守・運用業務」の全てに登録されている者であること。

なお、上記の資格を有さないときは、次の書類を徴取し、信用確認ができたときは資格を有している者と同等に扱う。

ア 法人の登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

ウ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））
※3か月以内のもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 過去5年間（令和3年度以降）において、地方公共団体又はこれに準ずる団体が発注した情報システム構築業務を履行した実績を有すること。

(6) 過去5年間（令和3年度以降）において、情報システム（Webシステム、業務支援システム、CRMシステム等）の構築又は改修業務を履行した実績を有する者であること。

なお、本実績は、地方公共団体における実績に限定するものではなく、民間事業者等における同種又は類似のシステム構築業務実績を含むものとする。

(7) 本業務を履行するために必要な体制及び技術者を確保できる者であること。

(8) 次に示す資格の取得・認定を受けており、公告日現在において失効していないこと。

- ア 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（JISQ 27001・ISO/IEC 27001）
- イ 配置予定技術者のうちプロジェクト全体管理をする者においては、PMPもしくは情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験合格者及びその他これらと同等の資格

共同企業体の場合は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 共同企業体の代表者を定めること。
- (2) 共同企業体の構成員は単独又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
- (3) 代表者は、単独参加の場合の要件(1)～(8)をすべて満たす者であること。
- (4) 代表者以外の構成員は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 単独参加の場合の要件(1)～(4)及び(7)(8)を全て満たす者であること。

イ 単独参加の場合の要件(5)(6)に該当する実績が少なくとも1件以上ある者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市次世代窓口「旭川モデル」構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月8日（水）まで

(2) 交付方法

旭川市公式ホームページからのダウンロードにより交付する。

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10015/d083612.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年4月8日（水）午後5時 必着

（休日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留郵便による郵送（必着）により提出すること。

（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。

併せて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)により企画提案書の提出を要請された者は、実施要領に基づき、次のとおり企画

提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時 必着
（休日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 紙媒体については、持参又は簡易書留郵便による郵送（必着）により提出すること。電子データについては、電話連絡の上、電子メール等で期限内に提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。なお、参加資格要件確認後において、参加要件を満たさなくなった場合は、本業務の受付におけるその他の受付に参加できなくなることがある。受託候補者においては、契約締結の協議を行う権利を失うことがある。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、実施要領等に示した事項等に違反した場合

7 受託候補者の特定

旭川市次世代窓口「旭川モデル」構築業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

一括後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、旭川市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 詳細は実施要領等による。